

議案第 4 3 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)の一部改正に伴い、失業者である退職手当の受給資格者が事業を開始した場合に当該事業の実施期間を失業等給付に相当する退職手当の受給期間に算入しない特例の追加その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「第 4 項において」を「第 4 項の規定により」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が 30 日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及び本項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第 1 項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第 11 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

附則第 11 項(見出しを含む。)中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 11 項の改正規定 公布の日

(2) 第 10 条第 11 項の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 10 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長の定める理由によるものである<u>職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)</u>に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「<u>第4項の規定により読み替えられた第1項に規定する支給期間</u>」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)</u>を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、<u>当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)</u>は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長の定める理由によるものである<u>職員が、</u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「<u>当該合算した期間内</u>」と、前項中「支給期間」とあるのは「<u>第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間</u>」とする。</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u></p>

の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12～17 省略

第11条～第20条 省略

附 則

1～10 省略

(令和7年3月31日までの暫定措置)

11 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。

の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 省略

12～17 省略

第11条～第20条 省略

附 則

1～10 省略

(平成34年3月31日までの暫定措置)

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。